

原子力保安検査官事務所の業務について

1. 原子力保安検査官事務所の業務における課題

- 検査業務が形骸化しており、無駄な官僚主義の一方、安全に正面から取り組む肝心なところが抜けているのではないか。検査の実効性を高め、柔軟に事業者のパフォーマンスを高める創造的な仕組みが必要ではないか。
- 検査官が原子力発電所のサイトで必要な情報にいつでもアクセスできる権限を付与することが重要ではないか。また、緊急時には原子力発電所の現場や電力会社に入っていけるような仕組みが必要ではないか。
- オフサイトセンターが緊急時における拠点として実質的に機能することが可能となるよう、センターの位置、代替施設の確保、資機材等の設備の強化を含め、オフサイトセンターの在り方を検討すべきではないか。
- 緊急時において迅速な対応が可能となるよう、平時から事故を想定した緊張感のある訓練の実施、立地自治体等との協力・信頼関係の構築等、立地自治体・地元と連携した危機管理体制の強化が重要ではないか。
- 原子力保安検査官、原子力防災専門官について、有能な人材の確保、知識・能力を高めるための研修の充実、国際交流を通じた海外の知見の取り入れ等を通じた能力の強化が必要ではないか。



- 規制の質の向上、検査官の処遇及び質の向上、研究・研修体制の充実を三位一体で進めていくことが重要。これを原子力安全庁（仮称）の最重要の中長期的な課題と位置付け、原子力安全審議会（仮称）の監視の下で、しっかりと取り組んでいくことが必要。
- 併せて、オフサイトセンターの機能向上、立地・周辺自治体との連携・協力体制の強化も進めていくことが必要。

2. 原子力保安検査官事務所について

- 原子力保安検査官事務所は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づいて原子力事業所の検査を行う検査官の事務所として、全国の原子力事業所の周辺に、全国21か所設置されている。
- オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、緊急事態応急対策の拠点として、全国の原子力事業所の周辺に、全国20か所に設置されている。通常は、原子力保安検査官事務所に併設されている。（※）

※ 震災の影響により、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原子力保安検査官事務所は、両者をまとめて福島第二原子力発電所内の原子力保安検査官室に併設されている。また、これらのオフサイトセンターは、福島県庁内に設置されている。

- オフサイトセンターは、原子力事業所から20km未満の場所に設置することとされている（オフサイトセンターの位置は別添を参照）。

（参考）オフサイトセンターと原子力発電所の距離

原子力発電所	オフサイトセンター	距離(km)
泊	北海道原子力防災センター（共和町）	2. 1
東通	東通オフサイトセンター（東通村）	11. 5
女川	宮城県原子力防災対策センター（女川町） （※ 現在は震災により機能停止中）	7. 1
福島第一 福島第二	福島県原子力災害対策センター（大熊町） （※ 現在は福島県庁内）	5. 0 10. 3
東海第二	茨城県原子力オフサイトセンター（ひたちなか市）	10. 7
柏崎・刈羽	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（柏崎市）	6. 8
浜岡	静岡県浜岡原子力防災センター（御前崎市）	2. 3
志賀	石川県志賀オフサイトセンター（志賀町）	5. 7
敦賀	福井県敦賀原子力防災センター（敦賀市）	13. 3
美浜	福井県美浜原子力防災センター（美浜市）	9. 1
大飯	福井県大飯原子力防災センター（おおい町）	8. 0
高浜	福井県高浜原子力防災センター（高浜町）	6. 4
島根	島根県原子力防災センター（松江市）	8. 7
伊方	愛媛県オフサイトセンター（伊方町）	4. 0
玄海	佐賀県オフサイトセンター（唐津市）	13. 6
川内	鹿児島県原子力防災センター（薩摩川内市）	11. 4

3. 原子力保安検査官について

- 全国の原子力保安検査官事務所に、原子力保安検査官は約 110 人（併任を含む）配置されており、下記の業務を実施している。

<原子力保安検査官の業務>

（平常時）原子力発電所の保安規定の遵守状況検査及び調査

- ・ 保安検査の実施（年 4 回及び起動・停止時等）
- ・ 原子炉施設（中央制御室を含む）等のパトロール、運転管理状況の聴取、運転パラメータ等の記録の確認（毎日）
- ・ 事業者が行う原子炉施設の定例試験等への立ち会い

（緊急時）原子力発電所のトラブル発生時の対応

- ・ トラブル等の発生時における原子力安全・保安院への連絡
- ・ 現場確認・原因調査
- ・ 再発防止対応の確認等

- 原子力保安検査官は、「原子力事業者等が講ずべき保安のために必要な措置並びに原子炉施設等の構造及び性能について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない」とされている。
- このため、下記の資格を有するとともに、「原子力保安検査官基礎研修」を修了することが、その要件として求められている。

<原子力保安検査官に必要な資格要件>

- 1) 大卒者（理学・工学系学科）の場合
 - ・ 原子力施設その他の保安行政事務に 2 年以上従事した経験
 - ・ 原子力施設に係る保安事務に 3 年以上従事した経験
- 2) 短期大学、高等専門学校卒者（理学・工学系卒）の場合
 - ・ 原子力施設その他の保安行政事務に 4 年以上従事した経験
 - ・ 原子力施設に係る保安事務に 5 年以上従事した経験
- 3) 上記 1)、2) 以外の者の場合
 - ・ 原子力施設その他の保安行政事務に 6 年以上従事した経験
 - ・ 原子力施設に係る保安事務に 7 年以上従事した経験

<原子力保安検査官基礎研修の概要>

1) 研修目的

原子力保安検査官として必要とされる保安検査関連知識や放射線防護、炉の基本特性等の基本的な知識を習得し、検査官としての資質を確保すること。

2) 研修期間

8日間程度

3) 主なカリキュラム

- ・ 原子力安全規制法規体系
- ・ 原子力発電所の安全設計の考え方
- ・ 技術基準
- ・ 検査制度
- ・ 原子力事故・トラブル対応
- ・ 原子炉の基本特性
- ・ 原子力発電所の系統設備
- ・ 保安規定解説（運転制限条件の考え方）
- ・ 保安検査概要
- ・ 保安検査ロールプレイ演習
- ・ 保安活動の概要
- ・ 保安検査マニュアルの解説等
- ・ 原子力保安検査官の心得
- ・ 放射線障害防止教育訓練
- ・ オフサイトセンターでの現地研修

※ この他、さらに知識・能力を高める機会として、「原子力保安検査官応用研修」が用意されている。

4. 原子力防災専門官について

- 全国の原子力保安検査官事務所に、原子力防災専門官は約80人（併任を含む）配置されており、下記の業務を実施している。

<原子力防災専門官の業務>

（平常時）原子力発電所等の防災体制の整備

- ・ 原子力発電所の原子力防災業務計画等に関する指導・助言
- ・ 原子力発電所の防災資機材の設置・維持・点検等の確認
- ・ オフサイトセンター内の施設及び防災設備等の管理
- ・ 立地自治体等の防災計画策定等に対する指導・助言
- ・ 原子力防災対策についての地元への理解促進活動

（緊急時）オフサイトセンターを拠点とした防災対応と情報収集

- ・ 事故情報を受けた速やかな防災体制の整備
- ・ 事故情報・プラント状況の把握と原子力安全・保安院への連絡
- ・ 原子力事業者や関係機関の対応状況等の把握と原子力安全・保安院への連絡

- 原子力防災専門官は、緊急時防災体制の中核的存在として、防災・危機管理に関する知識や経験が必要とされている。
- このため、下記の資格を有するとともに、「原子力防災専門官基礎研修」を修了することが、その要件として求められている。

<原子力防災専門官に必要な資格要件>

- 1) 原子力保安検査官の資格を有する者の場合
 - ・ 特になし
- 2) 上記1) 以外の者の場合
 - ・ 防災その他の危機管理に関する行政事務に4年以上従事した経験

<原子力防災専門官基礎研修の概要>

- 1) 研修目的
 - 原子力施設の災害時に対応するために必要な原子力防災専門官としての基本的な資質を確保すること
- 2) 研修期間
 - 7日間程度
- 3) 主なカリキュラム
 - ・ 原子力防災政策について
 - ・ 原子力防災体制の概要
 - ・ オフサイトセンターと原子力防災予算の概要
 - ・ 原子力防災訓練について
 - ・ 核物質防護対策について
 - ・ 放射線障害防止教育訓練
 - ・ 危機管理（原子力緊急事態対応）について
 - ・ 緊急時の医療について
 - ・ 緊急時の放射線モニタリングと簡易被ばく評価法
 - ・ 緊急時におけるメディア等への広報対応（グループ演習を含む）
 - ・ 原子力緊急時支援・研修センターの取組について
 - ・ J N E Sの取組について
 - ・ オフサイトセンターの設備概要
 - ・ E R S Sの操作演習
 - ・ S P E E D Iの操作演習
 - ・ 核燃料物質の安全輸送時と緊急時対応
 - ・ 原子力発電所等の火災防護の考え方
 - ・ 武力攻撃原子力災害について

※ この他、さらに知識・能力を高める機会として、「原子力防災専門官応用研修」が用意されている。

緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の位置

○設置位置 全20ヶ所

- ▲: 経済産業省が指定(16)
- : 経済産業省と文部科学省が指定(4)

